

発電用原子炉の安全規制の概要

2025年3月24日 原子力規制庁
志賀地域原子力防災協議会作業部会
説明資料



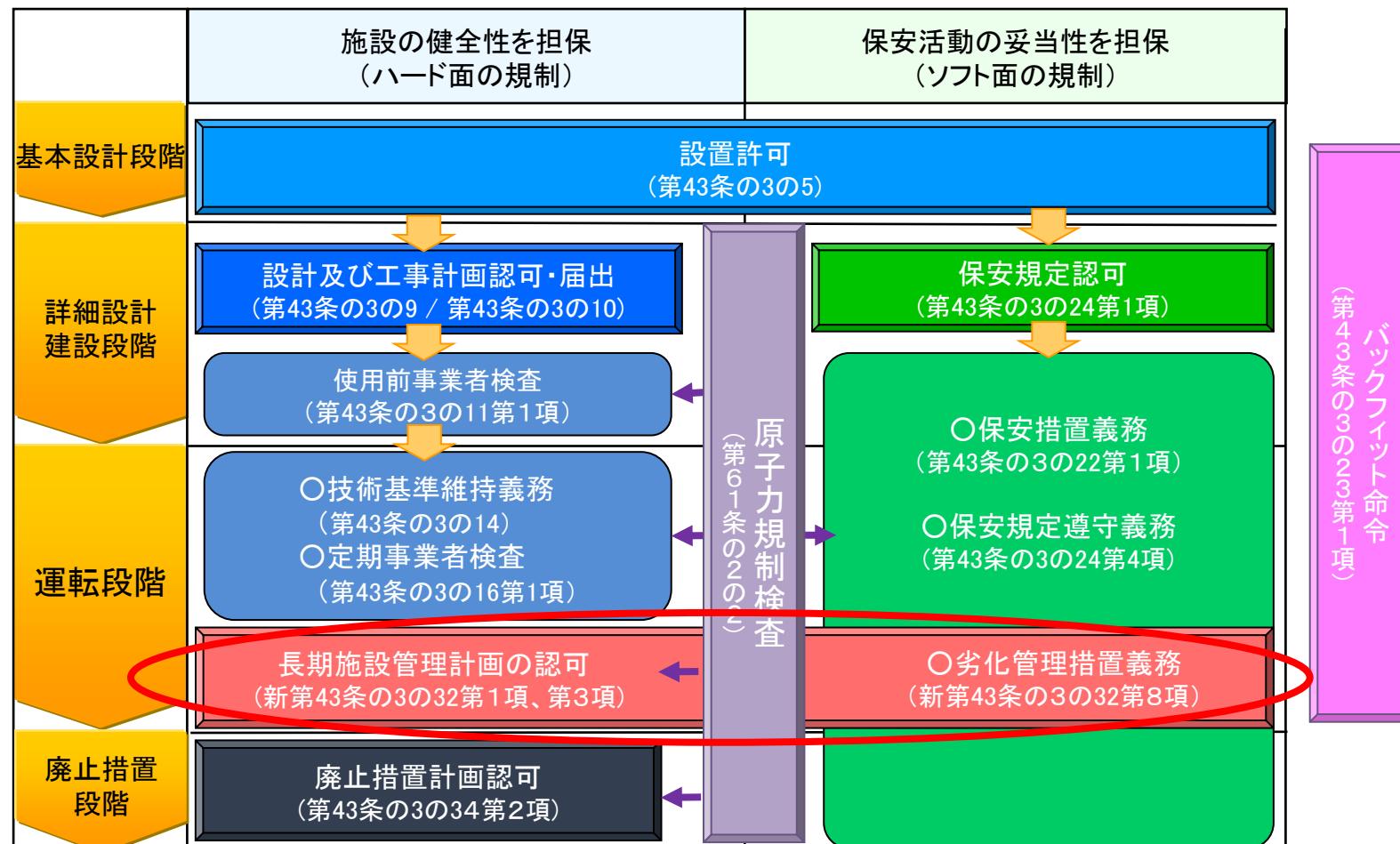
1. 原子炉等規制法の枠組み
2. 新規制基準
3. 新規制基準適合性審査及び検査の進捗
4. 様々な段階での規制基準への適合性の確認
5. 原子力規制検査の流れ
6. 高経年化した発電用原子炉の安全規制に係る法改正

参考資料



1. 原子炉等規制法の枠組み

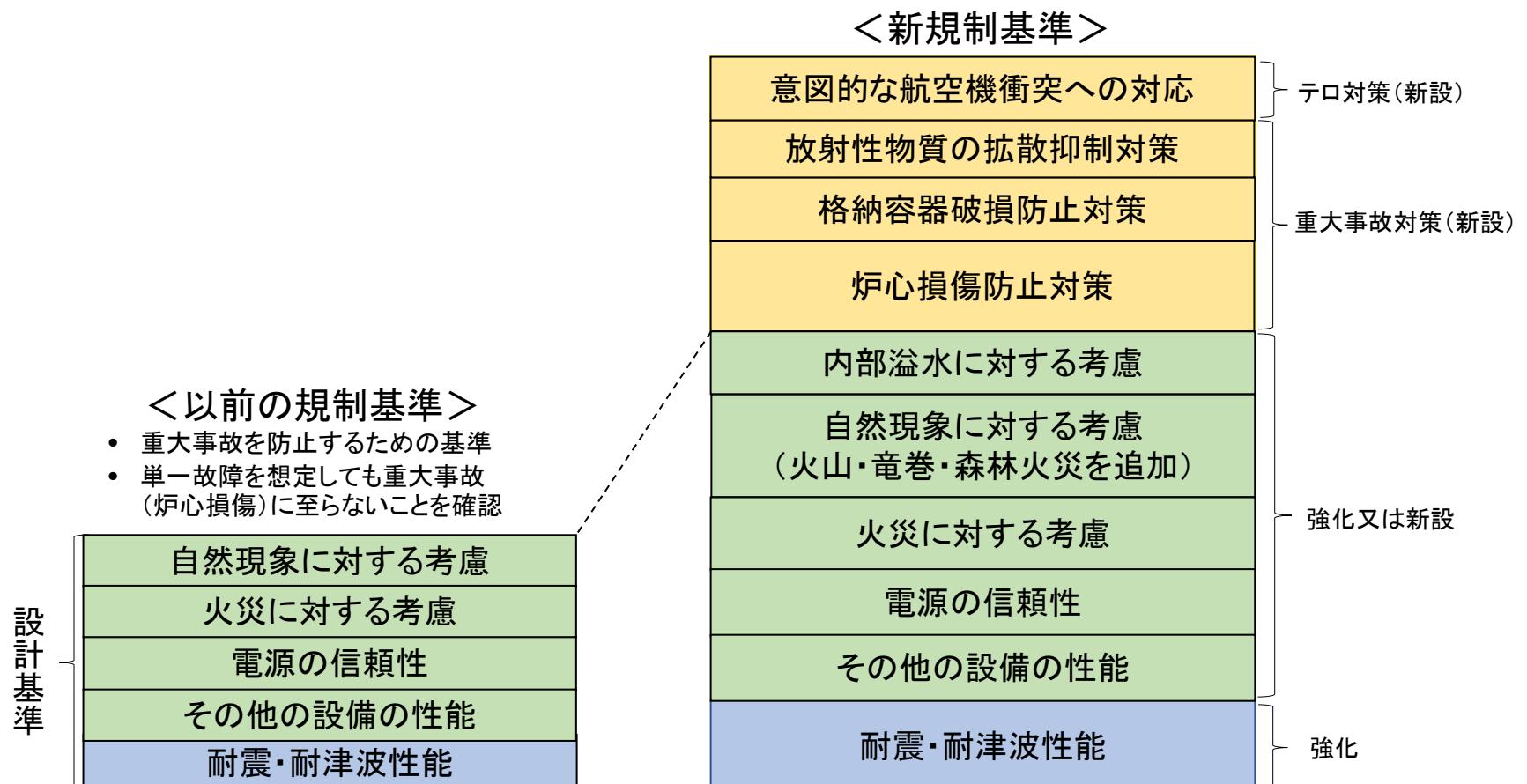
- 設備・機器などのハード面の性能や設備保全の方法や体制などのソフト面の取組について、規制基準が守られているか、原子力規制委員会は様々な段階で確認する。
- 具体的には、運転開始前の基本設計段階と詳細設計段階でそれぞれ規制基準への適合を確認(審査)するとともに、運転期間中も常時、規制基準への適合を義務付け、原子力規制検査を通じて監視している。





2. 新規制基準

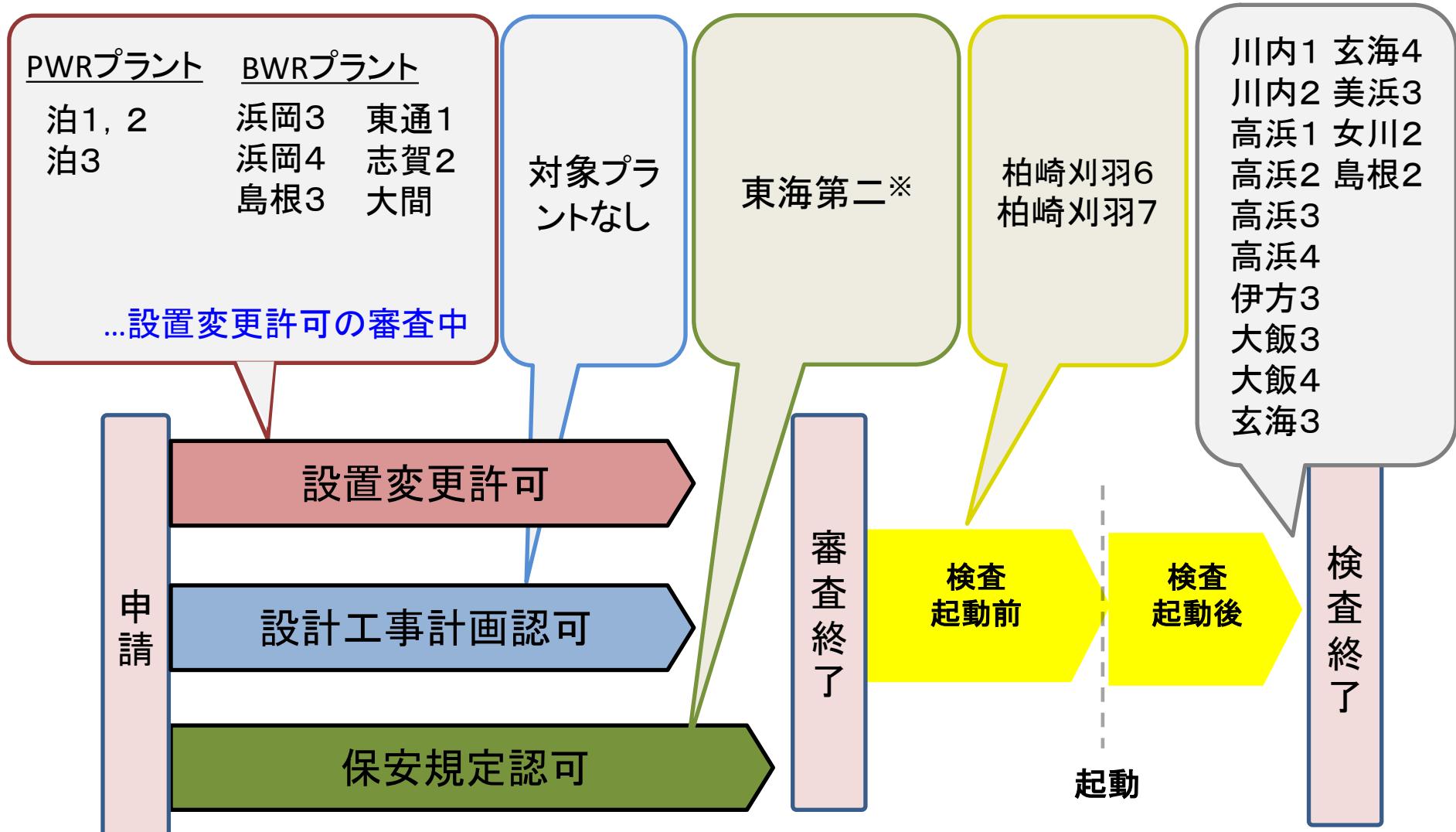
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故における教訓や国内外からの知見を踏まえて、平成25年7月に新規制基準を策定した。
- 地震や津波への対策を強化し、火山噴火や竜巻等の自然現象に対する考慮や内部溢水に対する考慮を新たに追加するとともに、重大事故が発生した後の対策（重大事故対策）を新たに義務づけるなど、従前の規制基準と比べて大幅な強化を行った。





3. 新規制基準適合性審査及び検査の進捗

令和7年3月1日時点



※起動前の検査を実施中

4. 様々な段階での規制基準への適合性の確認



様々な段階での規制基準への適合性の確認

原子炉施設の審査

(第43条の3の5/第43条の3の9 等)

原子炉施設の設置許可に係る申請や、設計及び工事の計画の申請、保安規定の申請について、安全性に問題がないかを審査



原子炉施設の検査

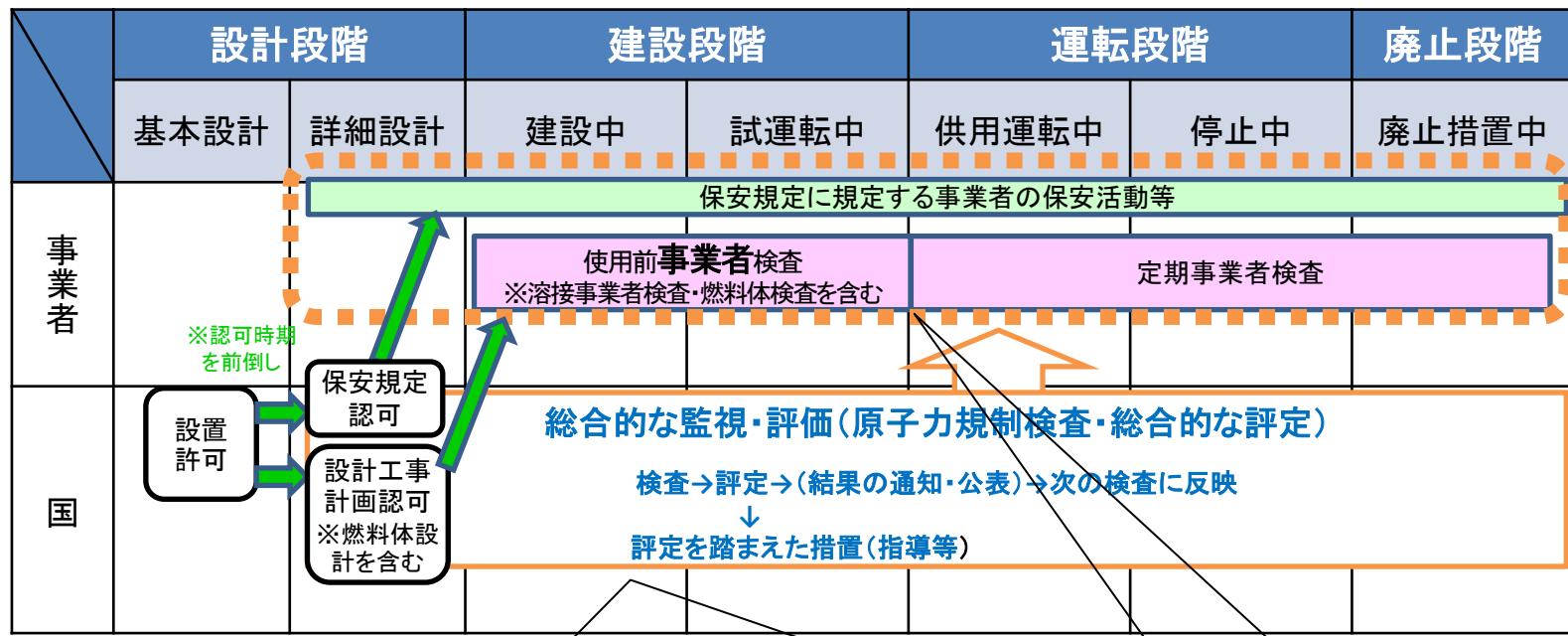
(第61条の2の2 等)

原子炉を運転する前に行われる使用前事業者検査や、保安規定の遵守状況等、事業者のあらゆる保安活動について、原子力規制検査を通じて監視





5. 原子力規制検査の流れ



- 事業者の**全ての安全活動**を原子力規制検査としていつでも監視できるようにする(許可後から切れ目なく監視)
- 国が**原子力規制検査の結果に基づき評定**し、これを**次の原子力規制検査に反映**

使用前確認:
基準適合性などを国が確認し、供用可能とする

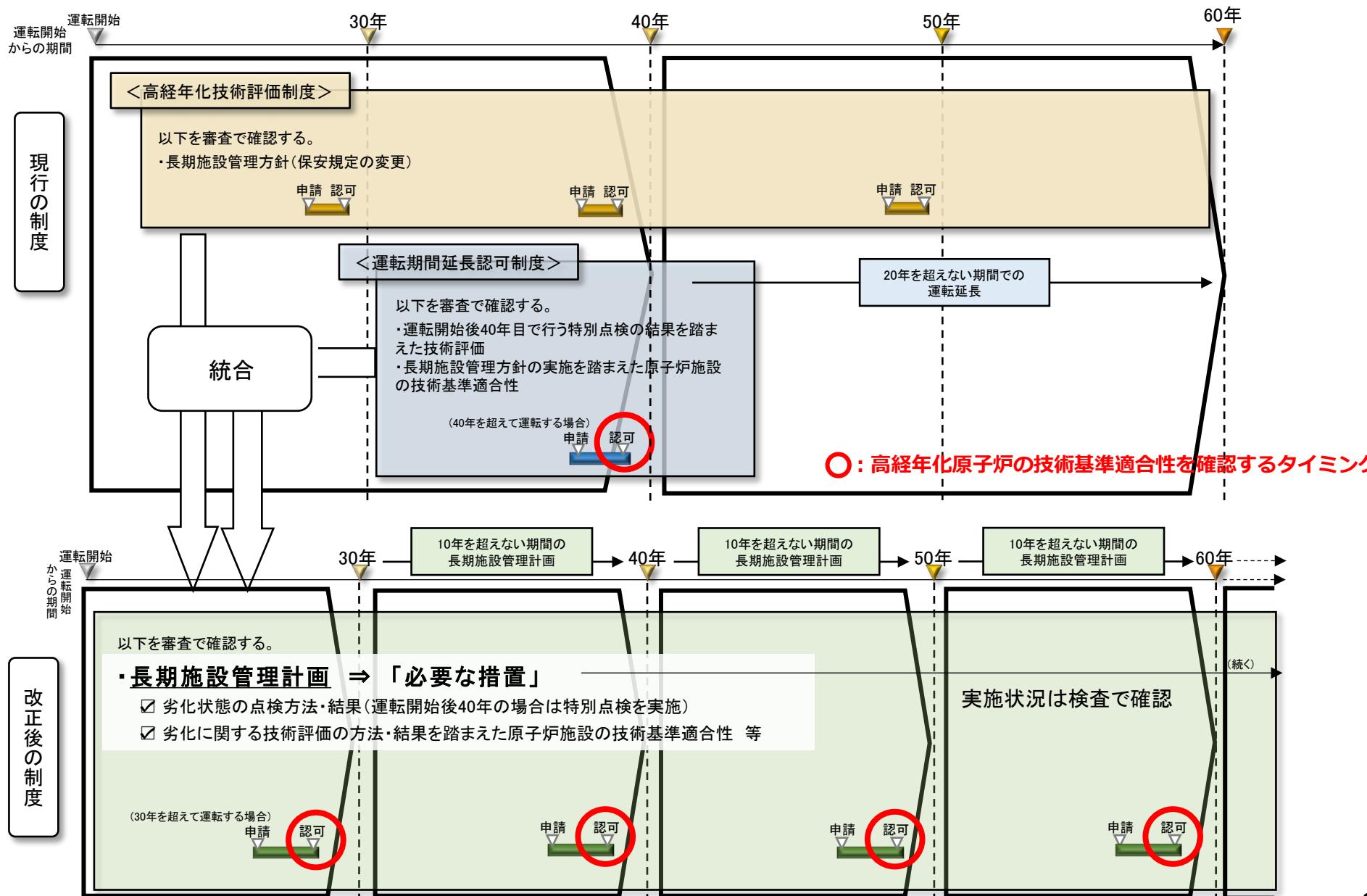
○事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高め、単に基準を満たすのみならず、**施設の一層の安全性向上に繋がる仕組み**の構築

6. 高経年化した発電用原子炉の安全規制に係る法改正(1/2)



- 現行の安全規制は、①運転期間の延長認可制度、②高経年化技術評価制度、の2つから構成されている。
- 運転期間の延長認可制度は、運転開始40年の時点で、事業者が劣化の進展予測をもとに20年を超えない先まで基準適合を維持できるかを技術的に評価し、原子力規制委員会が事業者のその評価結果を審査するもの。認可されなければ、40年を超えての運転はできない。
- 高経年化技術評価制度は、運転開始30年から10年ごとに、事業者が劣化の進展を予測し、劣化を管理するための長期的な施設の管理方針を事業者が定める制度。
- 新しい制度(長期施設管理計画認可制度)は、この2つを組み合わせる形で統合し、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、事業者が将来の劣化を予測するとともに劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可が得られなければならないこととした。
- この制度改正により、規制基準への適合性を確認する頻度が10年に1回に増すとともに、10年ごとに定める計画の内容や審査も従来より詳細なものになるという形で、規制が強化されたものになっている。

6. 高経年化した発電用原子炉の安全規制に係る法改正(2/2)





參 考 資 料

長期施設管理計画の記載事項と認可の基準



- 新制度では、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、事業者が「長期施設管理計画」を策定し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。
- 長期施設管理計画には、主に、以下の内容が記載される。（新実用炉規則第113条第1項）
 - 長期施設管理計画の期間
 - 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項
 - 通常点検及び劣化点検の方法及びその結果
 - 特別点検の方法及びその結果
 - 経年劣化に関する技術的な評価に関する事項(評価期間、評価対象機器等、評価方法及び評価結果)
 - 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片を用いて長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある監視試験に関する措置を含む。)
 - 技術の旧式化(科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。)その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置
 - 劣化に関する点検及び評価並びに劣化を管理するために必要な措置、安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置に関する基本的な方針及び目標
 - 劣化に関する点検及び評価並びに劣化を管理するために必要な措置、安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置に関する品質マネジメントシステム

長期施設管理計画認可制度の施行に向けた手続き



- 「運転期間延長認可制度」及び「高経年化技術評価制度(保安規定変更認可)」は、令和7年6月6日に本格施行される脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(GX脱炭素電源法)により、新制度に移行する。
- 令和7年6月6日以降引き続き運転をしようとする場合は、改正法の本格施行までの経過措置期間中に、新制度での認可を受ける必要がある。
- 事業者は、経過措置期間中に、新制度である長期施設管理計画への移行の申請を行うと予想され、申請に対し、原子力規制委員会は厳正に審査を行っていく。



「運転期間延長認可制度」及び「高経年化技術評価制度(保安規定変更認可)」

長期施設管理計画の認可制度



バックフィットについて

- バックフィットは、新たな知見に対応する手段の一つであり、法令及び規制基準の改正等により新たな知見を規制に反映し、その新たな規制を既存の施設にも適用するもの。
- その目的は、新たな知見を迅速かつ柔軟に規制に反映し、災害の防止のために施設が最低限達成すべき安全上の水準を向上することで、規制の継続的な改善を行い、もって継続的な安全性向上を実現することにある。
- 原子力規制委員会は、常に新たな知見を収集してその規制への反映の必要性を検討し、必要と判断した場合には躊躇なく規制に反映することで、規制の継続的な改善に取り組む。

最新知見等の反映

- 最新知見を規制に反映するためのプロセスを定め、これに基づき、国内外の最新知見や安全情報の収集・分析、スクリーニング等を継続的に実施
- これらの活動を通じて安全上重要な知見・情報が得られた際には、その重要性や緊急性を踏まえて、隨時、規制基準に反映する等の取組を実施

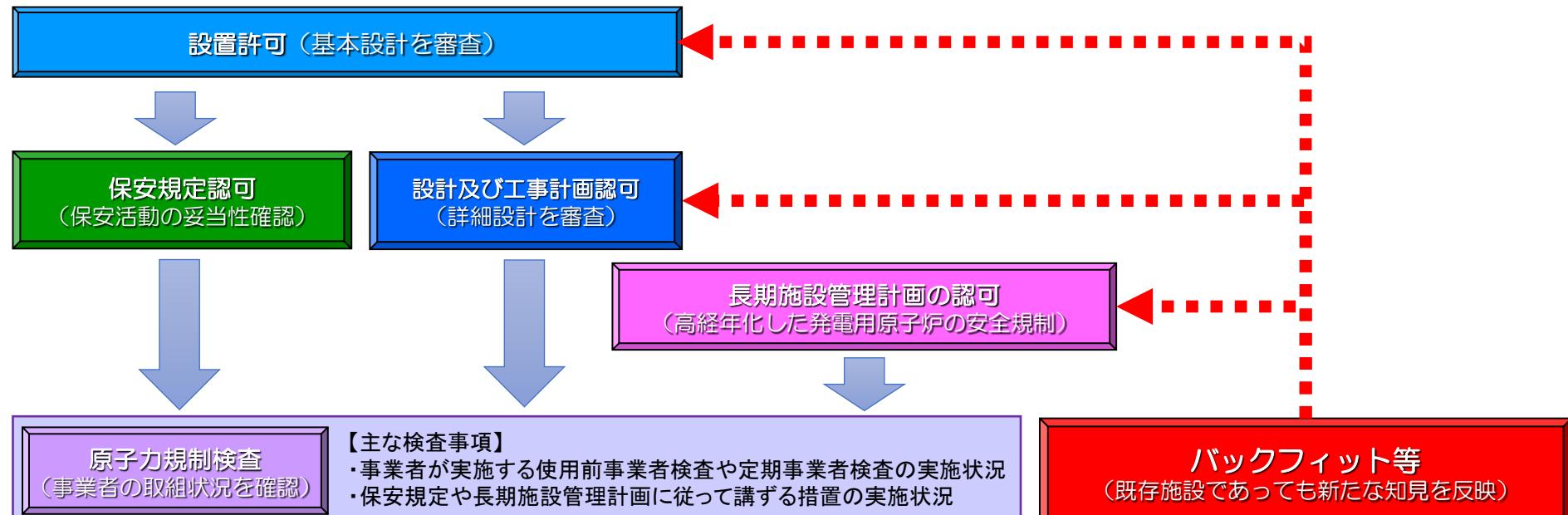
バックフィット制度の根拠規定

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）
(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。



規制におけるバックフィットの位置づけ



規制により基準適合性を求める範囲

自主的安全性向上を求める範囲

新たな知見の規制への反映

安全性向上評価届出
(事業者自らが原子力安全の取組の継続的な改善を図るもの)

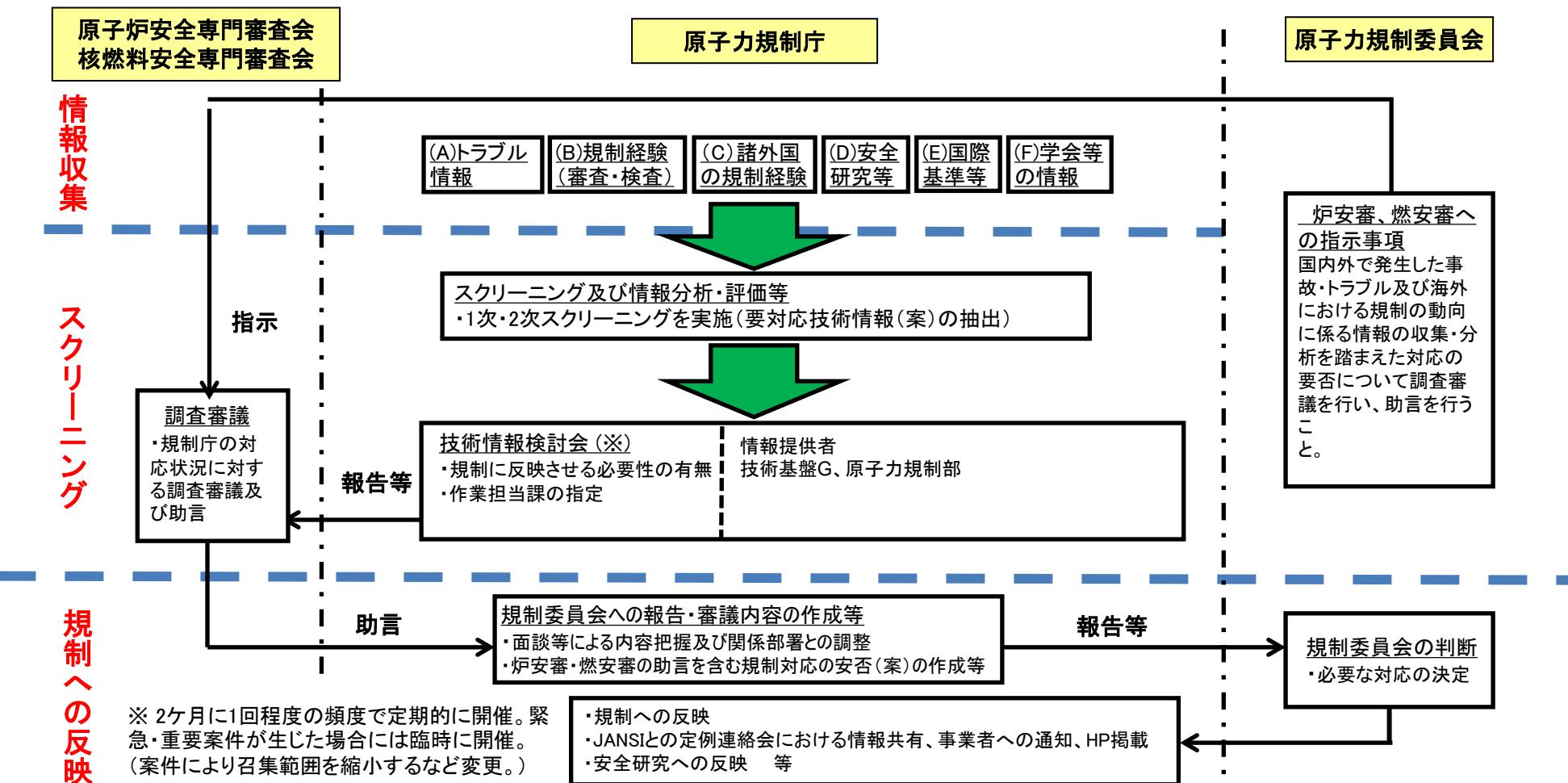
技術情報検討会
(原子力規制庁において知見の収集・分析を行い、規制対応の要否について検討)

原子力施設の運転経験反映のための取組について



国内外のトラブル情報の収集・分析

- 平成26年5月12日、原子力規制委員会は、原子炉安全専門審査会(炉安審)及び核燃料安全専門審査会(燃安審)に対して、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を行い、それを踏まえた原子力規制委員会としての対応の要否について助言を行うことを指示した。
- 技術基盤G・原子力規制部において国内外の事故トラブル情報を収集し、当該情報について府内でのスクリーニングを行った後、技術情報検討会で規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有する。その後、必要に応じて上述した炉安審・燃安審で審議を行い、最終的な規制対応の要否について原子力規制委員会にて決定する。



審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和7年1月7日時点】

審査項目	ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	●令和6年10月18日の審査会合において、令和6年能登半島地震後の状況確認について、これまでの審議結果の内容が適切に資料に取りまとめられていることを確認した。
	敷地周辺の地質・地質構造	②	●敷地周辺の地質・地質構造については、敷地近傍(敷地から半径5kmの範囲)、敷地周辺海域(敷地から半径5km以遠)及び敷地周辺陸域(敷地から半径5km以遠)に分けて事業者が説明しているため、当該区分によって審査を行っている。 ●敷地周辺の地質・地質構造については、令和5年7月14日の審査会合をもっておおむね妥当な検討がなされていると評価した。 ●敷地周辺海域の地質・地質構造については、令和5年5月12日の初回の審査会合において、断層の運動に係る評価方法に関して、地表の痕跡のみにとらわれず、地質構造を考慮した上で総合的に評価すること等を求めた。同年10月6日の審査会合において、事業者から、断層の運動に係る評価方法の再検討結果等について説明を受けた。これに対して、海土岬(あまみさき)沖断層帯の長さについて、国土交通省や文部科学省による最新の知見とは異なる評価をするのであれば明確な科学的データを示すこと、断層の運動に係る評価方法及びその根拠が明確でないので再検討すること等を指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●敷地周辺陸域の地質・地質構造については、今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
地震動 (第3、4条)	地下構造	②	●令和5年10月20日の審査会合において、事業者から、地下構造の評価方針について説明を受けた。これに対し、地下構造を成層かつ均質であると評価しているが、物理探査や地震観測記録等の科学的データに基づく検討が不十分であること、また、地震発生層の深さの設定について、地震調査研究推進本部地震調査委員会による全国地震動予測地図の知見を踏まえても妥当であるとの説明が不十分であることを指摘した。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定して策定する地震動	①	●震源を特定して策定する地震動に関して、令和4年9月16日の審査会合において指摘したとおり、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後、同断層の断層長等の評価を踏まえ、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	
	基準地震動	①	
	年超過確率	①	
	地盤・斜面の安定性	①	
津波(第5条)	耐震設計方針	①	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	地震による津波	①	
	地震以外による津波	①	
	基準津波	①	
	年超過確率・砂移動	①	
	耐津波設計方針	①	
火山事象 (第6条)	竜巻(第6条)	①	
	火山事象	①⇒③	●令和6年10月18日の審査会合において、事業者から、火山影響評価について説明がなされた。これに対し、立地評価については、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。また、影響評価については、降下火砕物の層厚の評価に当たって御嶽山で考慮する噴出規模の設定について、既往文献等も踏まえて再検討すること等を求めた。 ●令和6年12月20日の審査会合において、御嶽山で過去最大の噴火規模(御嶽第1テフラ)と同規模の噴火が発生する可能性について、御嶽山の地下構造に関する追加の検討を踏まえて再度説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
火山事象 (第6条)	火山事象に対する設計方針	①	
	外部火災(第6条)	①	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	
	不法な侵入(第7条)	①	
	内部火災(第8条)	①	
	内部溢水(第9条)	①	
	誤操作の防止(第10条)	①	
	安全避難通路(第11条)	①	
	安全施設(第12条)	①	
	全交流電源喪失(第14条)	①	
	SFP(第16条、23条)	①	
	RCPB(第17条)	①	
	安全保護回路(第24条)	①	
	原子炉制御室(第26条)	①	
	監視設備(第31条)	①	
	保安電源(第33条)	①	
	緊急時対策所(第34条)	①	
	通信連絡設備(第35条)	①	
			●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステータス ^{*1}	直近の審査会合	現時点における主な論点
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
		Lv 1.5	①	-	
	炉心	停止時	①	-	
		地震	①	-	
		津波	①	-	
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	①	-	
		解析コード	①	-	
	限界温度、限界圧力		①	-	
	CV	高圧・低圧注水機能喪失	①	-	
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①	-	
		崩壊熱除去機能喪失	①	-	
		原子炉停止機能喪失	①	-	
		LOCA 時注水機能喪失	①	-	
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-	
	SFP	過圧破損	①	-	
		DCH	①	-	
		FCI	①	-	
		MCCI	①	-	
		水素燃焼	①	-	
	停止時	想定事故1	①	-	
		想定事故2	①	-	
		崩壊熱除去機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①	-	
		原子炉冷却材の流出	①	-	
	反応度誤投入		①	-	
重大事故等対処施設関係	1.0	43条 共通	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
	1.1	44条 ATWS	①	-	
	1.2	45条 高圧時冷却	①	-	
	1.3	46条 減圧	①	-	
	1.4	47条 低圧時冷却	①	-	
	1.5	48条 最終ヒートシンク	①	-	
	1.6	49条 CV 冷却	①	-	
	1.7	50条 CV 過圧破損防止(FCVS)	①	-	
	1.8	51条 CV 下部注水	①	-	
	1.9	52条 CV 水素対策	①	-	
	1.10	53条 RB 水素対策	①	-	
	1.11	54条 SFP	①	-	
	1.12	55条 建屋外 RI 抑制	①	-	
	1.13	56条 水源	①	-	
	1.14	57条 電源	①	-	
	1.15	58条 計装	①	-	
	1.16	59条 原子炉制御室	①	-	
	1.17	60条 監視測定	①	-	
	1.18	61条 緊急時対策所	①	-	
	1.19	62条 通信連絡	①	-	
	2	大規模損壊	①	-	
設備・技術的能力	地質(第38条)			② 2024/10/18	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)			② 2023/10/20	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			①	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	備考				

* ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④おおむね審査済み(灰色)

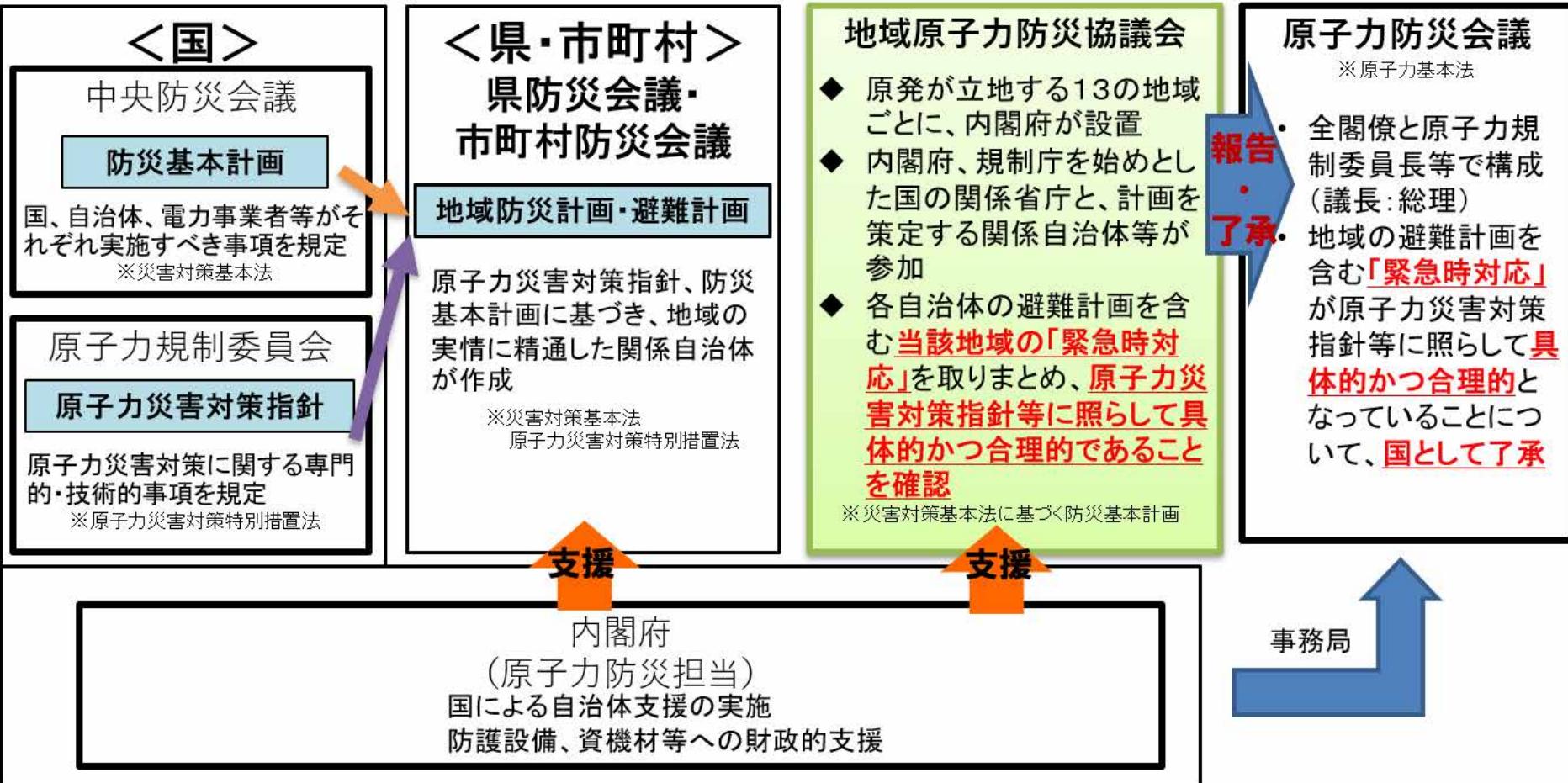
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

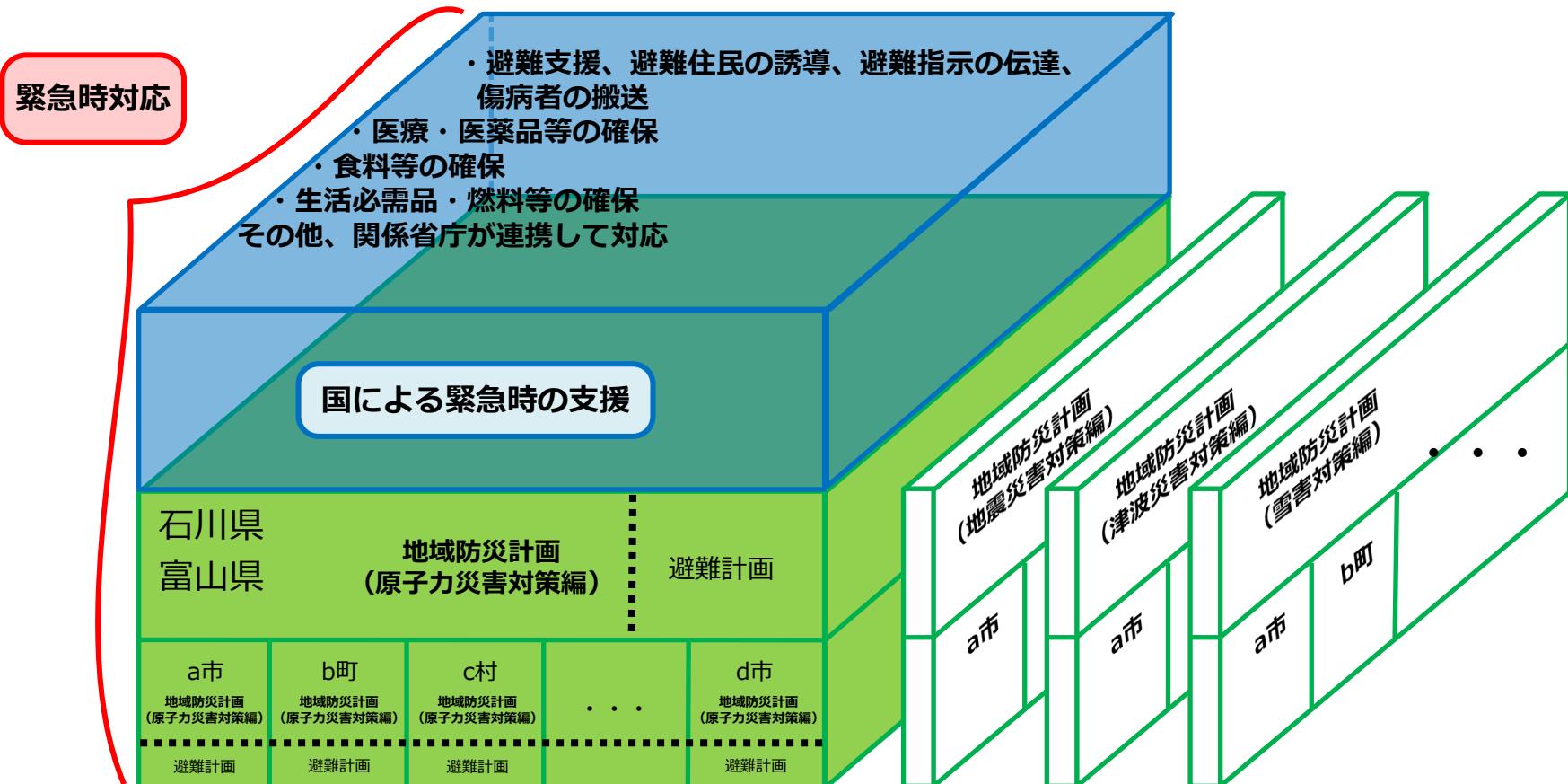
緊急時対応の確認項目等について



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

➤ 緊急時対応とは、避難計画を含むその地域における緊急時の対応。



検討状況

志賀地域 原子力防災協議会 作業部会

- ・基本構成員：関係府省庁、自治体の担当者等
(本日で10回目の開催)



志賀地域 原子力防災協議会

- ・基本構成員：各府省庁指定職級、副知事
(関係市や電力事業者がオブザーバー参加)



原子力防災会議

- ・議長：内閣総理大臣
- ・構成員：全ての国務大臣、原子力規制委員長、
内閣危機管理監 等

◆ 防災基本計画

(第12編 原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施)

- ▶ 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

◆ 原子力災害対策指針

(第1 原子力災害 (3)原子力災害の特殊性)

- ▶ 住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

◆ 原子力災害対策関係府省会議第三分科会(平成29年7月24日)

原子力災害時における情報提供の在り方について～複合災害も想定した避難・屋内退避の実効性向上に向けて～

(3. 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難・屋内退避の基本的考え方)

- ▶ 地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生した場合には、避難経路、避難手段、避難先等への影響のみならず、当該自然災害が発生した地域における住民等の生命、身体及び財産に対しても直接的に甚大な被害を及ぼすおそれがある。
- ▶ このため、複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、当該自然災害による家屋の損壊等屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、当該自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

大項目	小項目	主な確認の視点
A. 地域の概要	原子力災害重点区域の概要	-
	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	PAZ圏の昼間流入人口(就労者等)の状況	-
B. 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
C. 緊急時対応体制	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
C. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	<ul style="list-style-type: none"> PAZ圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 PAZ圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> PAZ圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	放射線防護対策施設の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> 避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> 「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両(バス、福祉車両(ストレッチャー対応、車いす対応)等)の見積が示されていること。 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要な数の車両が確保できることが示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
D. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	PAZ圏内の住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態におけるPAZ圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・住民の避難経路は複数設定されていること。 ・自家用車で避難できない住民等の避難に必要となる輸送能力が確保されていること。 ・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。
	PAZ圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・「PAZ圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。 ・「PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できていることが示されていること。
	避難を円滑に行うための対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を円滑に行うにための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策(応急復旧策等)が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
E. UPZ圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・OILに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。
	避難行動要支援者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	UPZ圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。
	他の地方公共団体からの応援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
F. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 ・放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 ・関係団体からの支援体制が示されていること。
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策(流通備蓄等)・供給体制等が示されていること。 ・PAZ圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。
	物資集積拠点・一時集結拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。
	国による物資・燃料の供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。
G. 緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 ・緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 ・緊急時モニタリング地点が示されていること。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。
	緊急時モニタリング実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。
	一時移転等の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ・OILに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。
	緊急時モニタリング動員計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 原子力災害時の医療体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	<ul style="list-style-type: none"> PAZ圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。 UPZ圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。
	避難退域時検査・除染の対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。
	原子力災害医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害体制が示されていること。
I. 国の実動組織の支援体制	実動組織の広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 実動組織による広域支援体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。
	自然災害等の複合灾害で想定される実動組織の活動	-

資料3 志賀地域「緊急時対応」項目(案)一覧

No.	スライド名
0	志賀地域の緊急時対応
1	目次
2	1. はじめに
3	志賀エリア地域原子力防災協議会の構成員
4	2. 志賀地域の概要
5	志賀原子力発電所の概要
6	原子力災害対策重点区域の概要
7	原子力災害対策重点区域周辺の人口分布
8	昼間流入出人口(就労者等)の状況
9	3. 緊急事態における対応体制
10	原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置(緊急時活動レベル:EAL (※1))
11	原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置(運用上の介入レベル:OIL (※))
12	石川県及び関係市町の対応体制
13	国の対応体制
14	国の職員・資機材等の緊急搬送
15	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策
16	連絡体制の確保
17	住民への情報伝達体制
18	観光客等一時滞在者への情報伝達体制
19	国の広報体制
20	国及び関係自治体による住民相談窓口の設置
21	4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応
22	石川県及び志賀町における初動対応
23	住民への情報伝達
24	PAZ内における避難体制
25	PAZ内の社会福祉施設の避難
26	志賀町におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難
27	志賀町におけるPAZ内の施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力
28	志賀町におけるPAZ内の施設敷地緊急事態での輸送能力の確保
29	避難により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応
30	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策
31	石川県における降雪時の避難経路の確保
32	富山県における降雪時の避難経路の確保
33	台風や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置
34	津波との複合災害時におけるPAZ内の防護措置
35	感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置
36	5. PAZ内の全面緊急事態における対応
37	PAZ内の住民の避難先及び避難住民数
38	PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数(スライドの場所が違う)
39	全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保
40	志賀町(上熊野地区)における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路
41	志賀町(志加浦地区、堀松地区)における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路
42	志賀町(福浦地区、富来地区、熊野地区)における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路
43	志賀町(志加浦地区、堀松地区)におけるPAZ内から避難先までの主な経路
44	志賀町(福浦地区、熊野地区、富来地区)におけるPAZ内から避難先までの主な経路
45	避難を円滑に行うための対応策①
46	避難を円滑に行うための対応策②
47	自然災害等により避難先が被災した場合の避難先(UPZのスライドからこちらに移行)
48	6. UPZ内における対応
49	UPZ内における防護措置の考え方
50	一時移転等に備えた関係者の対応
51	一時移転等を行う際の情報伝達
52	UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等
53	UPZ内住民の一時移転等①(不要な可能性あり)
54	UPZ内住民の一時移転等②(石川県)
55	UPZ内住民の一時移転等③(富山県)
56	UPZ内の学校・保育所等の防護措置
57	UPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム
58	UPZ内の社会福祉施設等の避難先
59	UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置
60	UPZ内の一時移転等における福祉車両の確保(石川県)
61	UPZ内の一時移転等における福祉車両の確保(富山県)
62	UPZ内の一時移転等における輸送能力の確保(石川県)
63	UPZ内の一時移転等における輸送能力の確保(富山県)
64	石川県志賀町(北部●地区)におけるUPZ内から避難先までの主な経路
65	石川県志賀町(南部●地区)におけるUPZ内から避難先までの主な経路

※網掛け部は大項目	
※網掛け部は当面の課題	
66	石川県七尾市(北部●地区)におけるUPZ内から避難先までの主な経路
67	石川県七尾市(南部●地区)におけるUPZ内から避難先までの主な経路
68	石川県羽咋市におけるUPZ内から避難先までの主な経路
69	石川県輪島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路
70	石川県中能登町におけるUPZ内から避難先までの主な経路
71	石川県穴水町におけるUPZ内から避難先までの主な経路
72	石川県宝達志水町・かほく市におけるUPZ内から避難先までの主な経路
73	富山県氷見市におけるUPZ内から避難先までの主な経路
74	台風や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置
75	自然災害等(地震等※1)により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置
76	感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置
77	他の地方公共団体からの応援計画(相互応援協定)
78	7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制
79	PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制
80	UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制(石川県)
81	UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制(富山県)
82	原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制
83	関係市町における行政備蓄
84	石川県・富山県の物資供給等に関する協定締結状況
85	PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制
86	物資集積拠点・物資供給
87	原子力事業者による生活物資の支援体制
88	国による物資(食料等の生活用品等)の供給体制
89	国による物資(燃料)の供給体制
90	主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体
91	8. 緊急時モニタリングの実施体制
92	緊急時モニタリングセンターの体制
93	志賀地域の放射線モニタリング体制
94	石川県・富山県における環境放射線モニタリング体制
95	緊急時モニタリング結果の共有及び公表
96	緊急時モニタリング計画
97	緊急時モニタリングに係る動員計画
98	志賀地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施
99	北陸電力による緊急時モニタリング
100	9. 原子力災害時の医療の実施体制
101	PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布
102	避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布
103	国による安定ヨウ素剤の確保体制
104	石川県における避難退域時検査場所の候補地
105	富山県における避難退域時検査場所の候補地
106	避難退域時検査場所の運営体制
107	避難退域時検査場所における検査手順
108	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制
109	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制
110	原子力災害時における医療体制
111	10. 実動組織の支援体制
112	志賀地域周辺の主な実動組織の所在状況
113	実動組織の広域支援体制
114	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制
115	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応
116	自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例